



平成 18 年 1 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社 K G 情報
 代 表 者 名 代表取締役社長 益田 武美
 (J A S D A Q ・ コード 2408)
 問 合 せ 先 岡山県岡山市平田 170-108
 役 職 ・ 氏 名 取締役管理本部長
 三上 芳久
 電 話 086 - 241 - 5522

定款変更のお知らせ

平成18年1月31日開催の当社取締役会において、「定款の一部変更の件」に関し、平成18年3月16日開催予定の第26回定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたのでご通知いたします。

記

1. 定時株主総会開催予定日 平成18年3月16日

2. 定款の一部変更の趣旨及び目的

- (1) 「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第87号)が平成17年2月1日に施行されたことに伴い、高度情報化社会に適合し、簡便で迅速な公告の方法である電子公告制度を採用するため、現行定款第4条(公告の方法)を変更するものであります。また、同制度の導入に伴い、不測の事態が生じた場合に備え、予備的な公告方法を定めるものであります。
- (2) 今後の経営環境の変化に対応する等のために柔軟かつ迅速な資金調達ができるよう将来の新株式発行等に備えて現行定款第5条(発行する株式の総数)を法令上の上限近くまで拡大するものであります。
- (3) 「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年法律第149号)により、取締役会の決議をもって取締役及び監査役の会社に対する責任を一定の限度を設け免除すること並びに社外取締役との間で社外取締役の責任限定額をあらかじめ定める契約を締結できることを定款に規定することができるようになっていたことから、取締役及び監査役が職務の遂行に当たり、期待される役割を十分発揮できるよう、また、社外取締役の招聘が容易にできるよう取締役及び監査役の責任免除に関する規定(第21条の2及び第27条の2)を新設するものであります。なお、取締役の責任免除に関する規定(変更案第21条の2)については、監査役会の全員一致による同意を得ております。

3. 変更の内容

現 行	変 更 案
(公告の方法) 第4条 当会社の公告は、 <u>日本経済新聞に掲載する。</u>	(公告の方法) 第4条 当会社の公告は、 <u>電子公告によりこれを行う。但し、電子公告ができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。</u>
(発行する株式の総数) 第5条 当会社の発行する株式の総数は <u>17,292,000株とする。</u>	(発行する株式の総数) 第5条 当会社の発行する株式の総数は <u>29,548,800株とする。</u>
(新 設)	(取締役の責任免除) <u>第21条の2 当会社は、取締役会の決議をもって、商法第266条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令が定める範囲で免除することができる。</u> <u>当会社は、社外取締役との間で商法第266条第1項第5号の行為による賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は法令の定める額とする。</u>

株式会社KG情報



現 行	変 更 案
(新 設)	<p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第27条の2 当社は、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令が定める範囲で免除することができる。</u></p>

以 上